

HP ヒューマンプライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

2020年4月1日より

特定の法人について電子申請が義務化されます。

政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合、電子申請で行うことが義務化されます。対象となる法人は早めにご準備頂ければと思います。また、今回対象ではない中小企業などいずれは電子申請義務化になっていくことが想定されます。事務作業の簡素化につながりますし、ご検討されてはいかがでしょうか。

※ヒューマン・プライムでは電子申請の代行を行っております。アウトソーシングをご検討の際はお問い合わせください。

「特定の法人」とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互法人（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）



「一部の手続き」とは

健康保険・厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届



労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - 年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - 増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請



（注意事項）

- ① 2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。
- ② 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- ③ 保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合などは、電子申請によらない方法により届出が可能です。

※参考資料 厚生労働省「2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます」

詳細につきましては、健康保険（協会けんぽ管掌の事業所に限る）・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。